

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學宮地直一コレクション『諸事書拔』・同紙背文書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金子, 拓, 遠藤, 珠紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000655

『國學院大學宮地直一コレクション』『諸事書拔』・同紙背文書

金子拓
遠藤珠紀

一 『諸事書拔』の概要

本稿は、國學院大學が所蔵する「宮地直一コレクション」に含まれる一冊の史料『諸事書拔』およびその紙背文書を翻刻紹介するものである。

國學院大學では、神道史学者宮地直一氏が収集・執筆作成した自筆原稿・調査ノート・蔵書・写真・乾板類の寄贈を受け、それらの調査・整理とその公開が進められている^①。蔵書のうち和装本については目録が公開されている^②。われわれは数年前より、歴史学の立場による関心にもとづき、國學院大學が所蔵する「吉田家文書」をはじめとする中世文書の調査を進めてきたが、先般それとの関連で、宮地直一コレクションに含まれる吉田家・同神道関係記録、中世文書が書写されている写本、中世古記録の写本などを調査した（二〇一二年六月）。

このうち、吉田神道関係の記事を書きとめた『諸事書拔』（整理番号B1-3e/1829）について、これが織豊期の吉田

家当主吉田兼見（一五三五—一六一〇）の自筆にかけり、なおかつ紙背文書を有している点においてきわめて史料の価値が高いと判断し、日を改めて撮影をおこなった（二〇一二年九月）。そのさい、とくに所蔵者國學院大學のご許可を得、『諸事書拔』の綴じを外し、表裏両面を撮影することができた。東京大学史料編纂所史料保存技術室（修補室）技術専門職員高島晶彦氏同行のもと、解装のうえ撮影をおこない、今後の保存に支障を来すおそれのある部分の養生をしたうえで再装した。

さて『諸事書拔』は、法量縦二三・九糎、横一八・九糎、袋綴装の冊子一冊であり、本紙（墨付）二三丁、藍色の原表紙の上にさらに茶色の後補表紙が付けられている。原表紙・同裏表紙（見返紙）を含め全丁に紙背文書を有す。本紙は全丁裏打ちがなされている。原表紙題簽に「諸事書拔 兼見」、題簽右に「此書拝見」と記される。後補表紙には「兼見卿御筆／諸事書拔」の外題が直書されている。原裏表紙見返しに、「兼見卿御真筆也、加修補畢」の修補奥書と、弘化四年（一八四七）十一月一日の日付、従三位侍従卜部良芳の署名がある。良芳は年記当時の吉田家当主である。

本文筆跡、および次に述べる内容、紙背文書などから、本史料は原表紙題簽・後補表紙外題にあるとおり吉田兼見自筆と考えて間違いない。第二丁右下に旧蔵者宮地直一氏の蔵書印二顆が捺されている。

二 『諸事書拔』の史料性格

ここでは『諸事書拔』および同紙背文書について検討し、その史料性格を明らかにしたい。表の記事・紙背文書の積文は本稿後半に掲載した。また丁ごとの表記の項目と紙背文書の対応関係について、付表にまとめたので参照

いただきたい。

まず表記事の内容だが、吉田神道に関わる祭祀・教理・諸神についての覚書が墨書で記され、ところどころ朱線・朱点がほどこされている。ここに記された神道関係の記事については、神道史学の立場からの詳しい検討を待ちたい。神道関係記事に関して注意したのは、兼見の父にあたる吉田兼右の日記（兼右卿記）からの抜書（一八丁）、兼右の談話筆記（みずからの日記からの抜書、二二丁）などが見られることである。この点は後に触れる。

なお表記事については、天理大学附属天理図書館吉田文庫に写本が所蔵されている（吉七一―一三三二）。書名も同じく『諸事書拔』であり、比較すると、写されていない記事が一部見られる（第五丁末尾から第八丁にかけて）以外は、ほぼ原本どおり写されている。書写奥書によれば、兼見の六代あとの吉田家当主にあたる良延が、寛延二年（一七四九）六月四日に書写したものであることがわかる。書写奥書には「右一冊者、兼見卿御集筆也、為類本令新写了」とあり、「兼見卿御集筆」にあたる原本が、今回紹介する國學院大學所蔵の一本なのだろう。

ところで、こうした神道関係記事の抜書は、吉田文庫や、國學院大學図書館の吉田家文書中にもいくつか伝来している。本史料のように冊子にされているものもあれば、一紙物のかたちで単独で伝えられたり、それらがのちに卷子に仕立てられている場合もある。

『諸事書拔』と同じような例をあげれば、吉田文庫所蔵の『行事諸事抜書』（吉四二―四一八）がある。法量は縦二・三・〇糎、横一九・二糎、墨付二四丁（中表紙一丁）、『諸事書拔』同様紙背文書を有し、本紙の裏打ちも同様である。綴じられているため紙背文書は確認不可能だが、表からの観察では、書状・祝詞・兼右卿記抜書の反古が用いられている。

こちらにも修補奥書がある。「仰娘留姫裏打表紙等令修補畢、弘化四丁未歲十一月二十日、從三位侍從卜（花押）」

と記されており、花押は良芳のものと判断される。奥書の日付は『諸事書抜』と二日しか違わない。ほか吉田文庫に伝来するこの種の記録を探せば、「兼見卿真筆」と後補表紙外題に書かれた『唯一神道秘書』（吉七一―二八八）では、修補奥書と弘化四年一月八日の日付、良芳の署名がある。つまり良芳は弘化四年一月頃、息女らとともに家伝来の先祖たちの自筆本を対象に裏打修補を集中的におこなったようである。

次に紙背文書を検討する。第三丁裏（竹田定珪書状）・第一九丁裏（佐竹豊俊書状）の宛名（兼和Ⅱ兼見宛）、第二〇丁裏（吉田社院家妙心院文慶書状）の宛名（吉田社神人鈴鹿右正宛）、第一八丁裏（兼和による神道裁許状写）などより、兼見は、みずからの手もとに集積されていた来簡・文書案などの反古紙を料紙に用い、その裏に神道関係の覚書を認めていったことがわかる。このような記録の作り方は自身の日記（兼見卿記）にも共通している^③。原裏表紙裏の差出者である佐竹秀慶は兼見室の兄（惟任光秀の与力として一時明智を名乗る。のち諱を定実とする）にあり、先に触れた佐竹豊俊もその縁者であろう。

紙背文書が書かれた時期はいつだろうか。唯一年記があるのは、第一八丁裏の天正六年（一五七八）である。そのほか、『兼見卿記』の記事と対応する可能性が高い文書は、すべて同じ天正六年に集中している。たとえば第一三丁裏ではおそらく信長の「南方」への「御下向」が話題になっている。これは天正六年九月二十七日の和泉堺への下向を指すと思われる^④。また第一六・一七丁裏の正月一七日付満田成久書状については、同年正月二一日に兼見に届いた書状を指すとおぼしい^⑤。

以上のことから、少なくともこれら反古紙を料紙として神道記事が書かれたのは、天正六年九月以後のことになる。なお、前述した類本の『行事諸事書抜』は、表の記事に天正一五年から慶長一〇年までの記載があることから、『諸事書抜』より下る時期に作成されたい。

三 『諸事書拔』からわかること

『諸事書拔』の表記事のなかに、興味深い一節がある。先にも少し触れたが、「永禄七愚記」(第一三丁表)、「永禄三年二月予在日々記」(第二一丁表)のように、かつての自分の日記に記された、父兼右による神事についての談話筆記が書き写されているのである。

ところが、現在確認される『兼見卿記』は元亀元年(一五七〇)以降であり、永禄年間以前の日記ははまだ確認されていない。しかし右の記載を見るかぎり、永禄年間から兼見は日記を記していたと考えられるのである。ちなみに永禄三年(一五六〇)、兼見は二六歳(正五位下・侍従兼神祇少副)、同七年は三〇歳(従四位下・官職同上)であった。元亀元年八月時点で兼見は兼右から吉田家の家督を譲られていた。⁽⁶⁾

なお、残された『兼見卿記』を見ても、兼右存命期間(元亀元年から同四年)の記事中に、『諸事書拔』に見られるような神事に関する兼右の聞書は見られない。この元亀年間の『兼見卿記』は原本は現存せず、天正五年から同九年一〇月にかけて書かれたと推測される文書を料紙として日記が書かれたと考えられている。⁽⁷⁾

以上の諸点から、兼見の永禄年間の日記について、次のようなことが言える。すなわち、(1)兼見は永禄年間に日記を記していたこと。(2)そこには神事に関する父兼右の雑談や質問の回答などが書きとめられていたこと。(3)兼右没後、兼見は日記に記した神事に関する記事を選び、神事専用のメモ帳(『諸事書拔』など)に書き写したこと。(4)結果的に残されている日記は、吉田家の家督継承以降のものであること。

父の存命中にあたる永禄年間の日記が伝来していないことについては、たんにその後の時間の経過のなかで散逸してしまっただけなのか、神事関係の記事を書き抜いたあと不要になったため廃棄されたのか、いくつかの可能性が想

定できる。この点は吉田兼見の日記記録意識ともからんで興味深い問題であるが、いずれこの時期の日記が発見されることを期待したい。

國學院大學宮地直一コレクション中には他にも吉田神道関係史料が含まれており、また、天理図書館吉田文庫中には、『行事諸事抜書』以外にも、紙背文書を有する兼見筆の史料、あるいは兼見が作成・筆写した神道関係の覚書類が多く伝来する。これらをあわせて精査することにより、右に述べたような推論に材料を加えうるかもしれない。今後の課題としたい。

註

- (1) 当面は『宮地直一博士写真資料目録』（國學院大學日本文化研究所編、二〇〇五年）を参照されたい。
- (2) http://www.kokugakuin.ac.jp/oard/orc-activities_3c/data_miyaji.html
- (3) 『兼見卿記』天正二年二月二九日条・同一四年二月二七日条。および天理図書館が所蔵する文禄三年から慶長一四年までの日記原本。
- (4) 『兼見卿記』天正六年九月二七日条。『信長記』卷一一。
- (5) 同右天正六年正月二一日条。
- (6) 同右元龜元年八月四日条。
- (7) 遠藤・金子『兼見卿記』自元龜元年至四年記紙背文書』（『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―三 目録学の構築と古典学の再生 最終年度研究成果報告書』研究代表者田島公、二〇一二年）。

（付記）本稿は、JSPS科研費二五三七〇七六一（室町後期・織豊期古記録の史料学的研究による政治・制度史再構築の試み）、研究代表者遠藤珠紀）による成果の一部である。

表 『諸事書拔』 記事・紙背文書

丁	表	裏 (括弧内は文書番号)
	原表表紙	2月3日賀茂祝林重邦書状 (1)
1	天神・天孫・地祇	某書状土代 (2)
2	(吉田兼右書付写)	某書状土代 (3)
3	吉田兼敦伝授写	5月22日竹田定珪書状 (4)
4	(某人口伝書付写)	某書状土代 (5)
5	和語について	某書状 (6)
6	(日本書紀) / 名法要集 / 天神七代大事	某書状 (7)
7	孔子 / 神道 / 仏法 / 節度	清原国賢書状 (8)
8	天神七代	某書状土代 (9)
9	六神道 / 三元三行三妙二十五有	某書状 (10)
10	八卦 / 虚無 / 龍田神 / 素戔鳴	某書状 (11)
11	月	某書状 (12)
12	五行 / 奥書	2月1日河辺敬敬書状 (13)
13	管弦の調子 / 龍田姫等 (永禄7年愚記)	(天正6年9月27日) 清原国賢書状 (14)
14	郢曲 / 亀卜壇場 / 天度御祓 / 竈神	某書状 (15)
15	事理 / 護身法 / 変通力	某書状土代 (16)
16	野宮 / 日月	(18) の後半 (17)
17	日月	(天正6年) 正月17日満田成久書状 (18)
18	法住院殿 (足利義澄) 贈位宣命 (兼右卿記書拔)	天正6年吉田兼和神道裁許状案 (19)
19	尼子晴久追討願文 (天文13) / 神道裁許状 (同17) / 三元神經伝授状 (同17)	8月晦日佐竹豊俊書状 (20)
20	八方拝大事 (兼右書付写) / 具足着始日時勘文 (兼右、天文17) / 日待伝授 (兼右卿記) / 近江薬師社由緒	2月14日妙心院文慶書状 (21)
21	天叢雲劍 / 御表御祓事 (永禄3年日々記)	11月1日某書状 (22)
22	嵯峨天皇聖記	某書状 (23)
23	悪夢呪文 / 海神	某書状 (24)
	修補奥書・原裏表紙	正月15日佐竹秀慶書状 (25)

※太線で囲ったのは、ひとまとまりの記事、文書

國學院大學宮地直一コレクション所蔵『諸事書抜』

- ・一丁の表裏の替り目は二重鉤括弧(≡)にて表記した。
- ・参考または底本の文字に置き換えるべき字を示した校訂註は()で示した。
- ・※印にて前後の丁との関係、その丁の特徴などを注記した。
- ・虫喰などの欠損部は□にて示した。写本で判明する字には傍に「」で示した。
- ・抹消文字に対しては、すべてその左傍にくを付した。
- ・専門用語などの読解については、國學院大學二一世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」の「神道・神社史料集成」などを参考にした。

(後補表紙外題)

〔兼見卿御筆〕

諸事書抜

(原表紙上書)〔此書拝見〕

(原表紙題簽)〔諸事書抜 兼見〕

○第一丁

天神

高皇產靈尊之御子孫、又天孫降臨之時、卅二神之供奉之神アリ、皆天上ノ神達也、此等ノ後胤ヲ天神ヘ入申ヘク候乎、

天孫

地神三代、天津彦々火瓊々杵尊ヲ天孫ト申ス、則帝王之元祖也、此後胤ヲ天孫之内ヘ入申ヘク候乎、』

地祇

大己貴神^{三輪社}・事代主命^{三穗社}・建御名方命^{カサミナカタノ}諏方社、

此等ヲ地祇ヘ入申ヘキ乎、

一、天穗月命ハ、天上ノ神タリトイヘトモ、天孫降臨以前ニ、先下界ヘ降給テ、地祇ノ神ト嫁シテ、子ヲ生ス、故ニ地祇ヘ入タルヘシ、但天上ニマシマヌ時、出生ノ子アリ、ソレハ皆天神ヘ入申ヘシ、

○第二丁

一、火明命モ穗日神ノ類也、天上地下マテ出生ノ子ニヨテ、差別アルヘキ歟、

一、天神七代事

国常立尊ハ无始无終、不変之神也、

国狭槌^{水気} 豊斟淳^{火気} 泥土煮^{木気}・沙土煮

大戸道^{金気}・大苦辺^{土気} 面足^{土気}・惶根

五代ハ五行之元氣也、此五行ノ神一氣ノ神ヲ以テ『伊弉諾・伊弉冉尊アラハレ玉フ、此則天地也、天孫・天神・地祇、皆以テ、天地ノ内ニモレタマハス、故ニ天神七代ハ、万法ノ元祖ト号ス、神道極秘也、輒不口外之義也、

神道長上兼右^上

※第一丁の続き。

○第三丁

一、宮主職、元名ハ齋主ト云、今宮主ト云ハ、神代稲田宮主ノ名ニ例ス、ト氏ノ中器用ヲ撰テ補之、朝廷ノ神祭ヲ主ル職也、又伊勢太神宮祠官・祭主・大宮司・祢宜アリ、此祢宜ヲ以テ神主ト号、上古ハ太神主ト称シテ、唯一人アリ、内宮降迹ノ時、大若子ト云者、度会氏元祖也、是ヲ太神主ト云、此後胤第九世大佐、今ニ至テ外宮垂跡アリ、此時猶兩宮ヲ兼行シテ、神主ハ一人也、天武天皇御宇、彼大佐今■ヨリ十九世ノ孫御氣ト云者ニ至テ、二人ノ子アリ、兄ヲ兄虫ト云、弟ヲ志己夫ト云、兄虫ヲハ内宮ノ祢宜トシ、弟ヲハ外宮ノ祢宜トナス、是ヨリ神主兩宮ニ別テ二人アリ、後ニ内宮ハ荒木田氏ニウツリ、次第ニ加任テ、今ハ兩宮ニ各十人アリ、此等ヲ祢宜ヲ神主ト号ス、故ニ其人ヲ清撰スヘキ也、神ニ物ヲ供スル人也、

一、祝トハ、神ヲ祭時、詔戸ヲ誦官也、祝ノ字ソ、ノツト、誦也、ユハイノ心アルソ、假令仏者ノ廻向・表白等ヲ誦類也、是ヲ師官ト云、

亦応永九年十一月十四日、中臣清誠シヅカ大殿祭ノ条々ヲ、

※合点、朱合点・朱線・朱点を付す（ここでは略した）。

○第四丁

七代祖兼敦ニ、再往再反懇望スル間、令伝授之、勤所役云々、同夏、十九日、忌部親憲ノリ是亦深依令懇望、条々以下令伝受者也、搃シテ神官ニ対シテ、吾家ノ宗源神道ヲ惜テ不伝ソ、一社ヲマホル、神道ヲ本ニサスルソ、祓ヲハ不

伝ソ、然レトモ神官ニモ祓アルソ、賀茂ニハ、神官ハ祓ヲ不習ソ、サル程ニ賀茂ノ社家ニハ、祓ヲハシラヌソ、人ヲ傳テ祓ヲサスルソ、上賀茂ハ安家カラ祓ヲスルソ、神田ヲ安家へ出スソ、下鴨ハ賀家カラ祓ヲスルソ、神田ヲコレへ出スソ、賀家ハ賀茂氏也、安家ハ安倍氏也、

一、三百年以前、鴨長明カ十二代祖兼直ニ神道ヲナライタカルソ、一社ヲ本ニマホル神道ヲ教テ、宗源神道ヲ不伝ソ、又鴨ノ長明ニ、祢宜・祝ノ官ノイハレヲシルカト云へハ、シライテ、種々懇望スレトモ、不伝処ニシテ、哥ヲヨンテ、祢宜ヲハツレテヒツコウタソ、

ネキト云名ヲタニシラテ　チハヤフル神ニハイカテツカヘマウサン
如此述懐ノ哥ヲヨムソ、

※第三丁の続き。朱合点・朱線・朱点を付す（ここでは略した）。

○第五丁

大本朝火葬之始也、

一、和語ニツイテ心得カタキ事多シ、和語ノ根源ハ、蘇我ノ家ニテ焼失セリ、某カ十代祖兼直奉ニ後堀河院勅一、重テ和語ヲ撰スル也、雖然後鳥羽院隱岐国へ移サレ玉ヒシ時、世ニチラスマシキトテ、取テ御出アリシ也、依之日本ニ和語ノ根源タエテ不知也、

一、五臓ノ中心主^レ火、肺主^レ金、肝主^レ木、脾主^レ土、腎主^レ水、』

一、神道ニ隨身ノ三宝加持ト云事アリ、第一ニハ壽命也、第二ニハ無病也、第三ニハ福祿也、是ヲ云隨身三宝ト者也、
第一・第二者身内之宝也、第三者身外之宝也云々、壽命者身根本也、諸病者身之枝葉也、福祿者身之花実也云々、

一、和語ニツイテ心得カタキ事多シ、和語ノ根源ハ蘇我ノ家ニテ焼失セリ、某カ十代祖兼直奉ニ後堀河院勅一、重テ和語ヲ撰スル也、雖然後鳥羽院隱岐国へ移サレ玉ヒシ時、世ニチラスマシキトテ、取テ御出アリシ也、
 ※丁裏より朱線・朱点を付す（ここでは略した）。

○第六丁

一、此書ハ史記□テ天下ノ書也、兼延此書ノ一書ノ説ヲ、モトハ細字ニ注ノ如クカキタリシヲ改テ、大字ニ書ケリ、ソレヲ兼延カ家ノ本ト天下ニ心得テ、家ノ本ト云也、此書神代ヲ沙汰スルホトニ、カタ／＼我家ノ書ノ如クナリキタル也、

一、一条院御宇ニ、兼延カ神道ノ名法要集ヲ作テ、万寿元年七月七日奏之、叡感アリテ、名法要集ト云、上ニ唯一神道ノ四字ヲ震筆（冥、下同シ）ヲ書加玉ヘリ、同被レ染震筆一、被レ下兼字一、是ヨリ当家譜代ノ字ト』スル也、

一、天神七代大事、在天元氣水德神、地一德元水

心尊 国常立尊 国使水 槌尊 豊斟火 亭尊 泥土煮尊木・沙土煮尊肝元靈 大戸道尊金・大苦刃尊肺元靈 面足尊土・惶根尊脾元靈 伊弉諾尊形・伊弉冉尊

伊弉一・伊弉一、此於テ始テ陰陽交会ノ道アリ、陽神ハ天トナリ、陰神ハ地トナル、在ハ二万物ニ為レ父、為レ母、在レ人ニ為レ男形一、為レ女形一、一代ニ神治ニ万三千四十歳也、謂ニ之ヲ天地循環变化常住ノ神代一、万物ノ数ヲ挙、万有一千五百二十也、コレヲ二神ニアツレハ、二万三千四十歳也、

○第七丁

- 一、孔子ハ伏羲ヲ去コト僅ニ二千年ヲ得タリ、
 - 一、孔子ハ文王ヲ去コト六百年ヲ得タリ、
 - 一、神道者、混沌乃境於出天、混沌乃始乎守、
 - ワカミチハナシツナモ、ルサカイヨリナシモナサレヌハシメヲソシル、
 - 一、仏法波有無乃相破之天、実相乃地仁、
 - トクコトハアリナシトモニヤフレケリソノマ、ナルヲトクト云也、
 - 一、節度者所ハユエナリシス以示其信一也、
- ※表丁にのみ記事あり。

○第八丁

- 一 燈ヲ以テ五行ヲ分チ、五行ヲ以テ万法ヲ成也、灯心ハ木ニシテ肝也、膏油ハ水ニシテ腎也、灯蓋ハ金輪ニシテ肺也、灯蓋ライマ一ツ重タルハ北輪ニシテ脾也、所挑ノ火ハ、
- 一、高皇産靈尊・神皇産靈尊、此二神ハ天御中主ノ御子也、
- 一、天狭霧国狭霧ハ、天御中・国常立ノ両神也、
- 一、天神七代、地神五代ハ、国常立ノ一神ニ皈ス、故一代即十二代、十二代即一代也、天ノ七星モ一陽ノ徳ニ皈ス、大陽ノ光散シテ星トナル也、星ノ字ハ日生トカケルハ是也、天道ハ皆七ノ数アリ、二十八宿モ一方ニ七ツ、アリテ、四七二十八也、五行ノ神ト云ハ、七代ノ内ノ五神也、自第二代至第六代 眼ニ視ニ五色一、耳聞五音、口甘五味、尽是五行ノ神之所作也、此神ハ如影随形ニテ、造次モ離レサル也、頭ニ七穴アルハ天神七代也、腹ニ五臟アルハ地神五代也、

天有五行、地有五行、人有五行、三五十五ト成レリ、天竺ハ十五日以テ一(月トシカ)□□□、

○第九丁

二十四箇月ヲ以テ一年トス、天道ハ三五ニテ缺カ、三五ニテ満ル也、

名法要集

天有六神道、地有六神道、人有六神道、コレヲ十八神道ト云、天ニ有元氣円満神道、加天五行、為六神道、地有一靈感應神道、加地五行、為六神道、人有性命成就神道、加人五行、為六神道、

一、三元三行三妙二十五有ト云ハ、神道ノ肝要也、三元トハ、天元・地元・人元也、三行トハ、天五行・地五行・人五行也、三妙トハ、天妙・地妙・人妙也、又コレヲ三部ト云也、天妙ヲ神變部ト云、地妙ヲ神通部ト云、人妙ヲ神力部ト云、又是ヲ三部ノ妙壇ト云、以天為神變妙壇、以地為神通妙壇、以人為神力妙壇、天地人ノ三方ニ各三ヲ具足スルホトニ、九部妙壇ト云也、天ノ神力ハ日月星辰是也、神通ハ寒暑昼夜是也、神變ハ雷鳴風雨是也、地ノ神力ハ山河大地江海是也、神通ハ山沢通レ氣・海湖千満・万物運レ氣是也、神變ハ草木顯レ枝葉・生レ花成レ果是也、人ノ神力ハ拝供ハイクイ印是也、神通ハ誦誦唱是也、神變ハ觀念是也、二十五有トハ、五根ニ五行ヲ

○第十丁

加テ、五々二十五也、五根ハ鼻舌眼唇耳、

一、八卦ノ事、泥土煮・沙土煮主震巽二卦、震為長男、巽為長女、此二神居其首、故得長之名、面足惶根主艮兌二卦、艮為少男、兌為少女、大戸道・大苦辺主坎離二卦、坎為中男、離為中女、此二神、次長而生、故得中之名、面足・惶根主艮兌二卦、艮為少男、離為中女、兌為少女、此二神、次中而生、故得少之名、

伊弉諾・伊弉冉主乾坤二卦、乾為父、坤為母、此二神化生万物、故得父母之名、乾坤生六子、故曰乾坤之道相參而化、

一、心不貯二物^二而、不^レ可^レ止於虛無^ト云了、

一、瀧祭神与龍田神同躰、故龍田神名曰^三天御柱国御柱^一、

一、盤古王ハコナタノ素戔嗚尊也、牛頭天王、無塔天神モ素戔^一也、天竺摩阿陀神ト申モ素戔嗚也、

一、上弦・下弦ハ月弓尊也、上弦ト云ハ七日・八日也、半月也、ツルト云字ヲカクハ月弓ノ名ニヨテ也、下弦ハ廿二日・

※第九丁の続き。

○第十一丁

三日也、是ヲ是ヲ日ニアテ、云ヘハ、時正カニ卦二月ニアリ、月ハ一月二度アラハレ、日ハ一年ニアラハス也、假令日ニハ、生老病死カ寒熱ニ在テ、春夏秋冬ニ其氣ヲ見セタリ、是カ根本ノ心也、月ハ、カタチニ生老病死ヲアラハセリ、其位ハ三月月ハ人ノワカキ貞、円満ノ望ノ月カ、人ノ四十計ノ位也、十六七日マテ老ノ位也、四十已後ノ位也、下弦ヨリ病ヲ得テ、晦ニ死ノ位ヲ成ス、本有ノ心ハ日ニアリ、月ハ形ヲ以テ此位ヲミスル也、是ハ日ハ氣ヲ以テアラハレ、月ハ形ヲ以テアラハス義也、』

月弓ハ上弦・下弦ノ時ノ御名也、コレヲ見テ弓ヲ作初メリ、半月ノカタチヲ、月ヲ張タルカ如シ、故ニ今夜ユミハリ月トハ云也、二ニ八月夜見尊、十四・十五・十六夜ニアタリ、望ノ時ノ御名也、円満ノ時ハトマヲモ照シテ、夜ナレトモ物カヨク見ユルホトニ、夜見尊ト申也、三ニ八月読尊、是ハ晦日ノ時ノ御名也、ツコモリ八月ノイテヌホ

トニ、月数ヲヨミテ晦トシル、故ニ読ノ字ヲ以テ御名トスル也、晦日ニハ日月同宮会スル、三ツ二月ハ无ヲアラハサ、セル也、字書ニ晦ハ会也ト注ス、晦日ニ会スル故也、

※第十丁の続き。

○第十二丁

一、五行ハ父母未生以前ニアリ、其本数ノ五行也、形ニアラハル、五行ハ、成数ノ五行也、疏云、軻遇突智、火神之号、軻遇、牙音、角木、突智、舌音、テウ火、木生火、故為「神之名」也、伊弉冉尊本具「五行之德」而、為「火、所」進者、且以「木德」見之、木生火、火盛則シメス还焚「木故也、」

此一巻、雖為深秘所書進也、敢莫被免外見矣、

※朱合点・朱線・朱点を付す（ここでは略した）。もともと巻子本末尾の一紙だったのか。他の料紙とくらべて縦の寸法が短い。

○第十三丁

一越調エツデウ雨、タンキン断金調 平調フウデン風電同、セウゼツ勝絶調 下无調シモム 双調ソウテウ々鳥ハ、何ノ妙ナ 鳧鐘調フセウ 黄飭調ワウシキ 鐘火同、ランケイ鸞鏡調 盤涉調バンシキ河、クニ歎同、 神シ

仙調ゼン 上无調カミム 『

永祿七 愚記之内、家君御雜談之次、

龍田姫・橋姫、何モ女体也、

神直日・大直日、願念之事、

八十枉津一・神直一・大直一、三神也、

八十一者心ノ移所也、神直一・大直一、チトモ不移本理ノ心也、

祈念之時、三神之御内証ヲ分別スヘシ、

○第十四丁

郢曲之事、淵田入道玄少令不審之間、尋申家君、見左、又陪從之事、

郢曲ハウタイ物之事也、陪從ハ諸社ニ在之事也、此儀必撰家之御願人云々、先年於春日之社、有陪從之儀、松永久秀相調之、近衛殿太閤御願人也、』

龜卜壇場之事、大方御雜談之分也、

幣廿四本、上中下立三段、下段ニ玉串之幣也、

天度御祓三十六本之事、

天之運數三百六十五度也、其一度之運數卅六度也、以此數表之、

竈神、興玉神主中天神也、

天竺へ現時、大極天神ト云、日本之大極也、天竺へハ伽羅国ヨリ渡、牛頭天王トモ申也、天竺ニテ之事也、於日本者祇園ヲ申也、

○第十五丁

事理之事、

護身法事、
 仏法云、八歳ノ龍女釈尊へ宝珠ヲ捧テ仏道ニ入、是事相也、又胸ノ玉ヲ捧ケ仏道ヲ得ル、是理相也、

磯馭盧嶋、天地開ル時ノ嶋也、又自然ニコリタル嶋トモ云心也、一身ニアテ、見時ハ、父母ノ骨肉ヲ受、胎内ニコリタルナルヘシ、

八尋、八方也、一身ニアテ、五臟天地人也、

日月、八方ノ後出生也、一身ニ両眼也、

星、天ノ九曜也、一身ニ頭ニ七穴、腹ニ二穴、

左青龍、東ノ星、七星龍形也、

右白虎、西ノ星、七虎形、

前朱雀、南ノ星、七鳥形、

後玄武、北ノ星、七亀形、

右廿八宿也、

天真名井、天上ニテ伊弉諾・伊弉冉ノ堀井也、

變通力

変ハ、天ノ春夏秋冬トメクリ、雨雪ヲ降ス、是神変也、

通ハ、地ノ草木ヲ養ヒ、氣ヲ通ス、是神通也、

○第十六丁

力ハ、人ノ天地ヲハカリ諸法ヲ行フ、是神力也、

阿南ノ神直一・大直一、三ノ号天照太神之尊号也、

佳躰ハヨキアト也、ミコトノリ詔命、天照一ノ仰也、

修真ハ神通也、

打鳴ハ神意ヲ驚ス心也、又神靈也、

野宮之事、

天子御代一度被立齋宮也、其時先野宮二一七日有御精進而、御下向伊勢也、

日ハ陰也、陽ノ性氣アル如何、陰中之陽也、陰体ハカリニテハ性氣ウスキ也、仍陽氣ヲ本ニ顯ス、是自然之道理也、

火ハ陽ナレトモ、陰氣アルニヨテ内クラキソ、

離中斷、☲ 上下陽ニシテ中ハ陰也、日之陰体ニテ陽氣ヲ顯ス心也、

月ハ陽也、是モ陰中之陽也、其性徳ヲ顯サンタメ也、水ハ陰ナレトモ、陽氣アルニヨテ内明也、

坎中連、☵ 上下陰ニシテ中陽也、月陽体ナレトモ、陰氣ヲ顯ス心也、

月ハ十六ヨリ缺、陰性タルニヨテ、形ニテ其体ヲ顯ス也、然トモ男体也、仍円満モ初月モ影ハチカハス、

※第十五丁の続き。

○第十七丁

日ハ陰性タルニヨテ、連々冬ニ至テ其性氣弱シテ寒シ、然トモ陽氣モ顯ス故ハ、水精スイセイヲ日ニアタ、モウサ熟艾ヲラケハ

火カ付也、

月ノ清天ニ水精ヲケハ、水カ流ル、也、陰陽自然ニ顯也、

北野天神之事、出生ナシ、三歳時庭ニ立ラ、是善公御覽シテ、汝ハ誰カ子ソト問、小子答、我ニ父母ナシ、即是善公ヲ父母トスヘシト也、醍醐天皇之御代之事也、時平公之讒言ニヨテ、阿波之嶋左旋也、其嶋ニ於テ逝去シ賜也、靈魂火雷神トナリ、忽禁中へ禍災ヲナス也、其時六七人当座焼死云々、』

天皇モ天神之靈ニヨテ崩御、時平公逝去シ賜ト云々、其後天孫ニ代以外相崇ニヨテ、号天滿天神ヲ神号申サレ勸請云々、日月之蝕之事、神道ニ不慥、

易道ニハ、日月之行途合スルノ時蝕ト云々、

唐ニハ、孔子不知ト云、

仏孝教ニハ、帝釈与周羅之戦也ト云、

孟子云、老而无妻、曰鰥、老而无夫、曰寡、幼而无父、曰孤、老而无子、曰独也、

※第十六丁の続き。

○第十八丁

法住院殿贈位宣下、先君之御記ニ在之、見于左、

天皇我詔旨良万止、スヘラカミコトニシラマト故從二位行左大臣源義澄朝臣尔ミコトノシタマヘト倍止、ハハ勅命聞食止宣、イテイ威靈聽万国、イ惠沢及四方布、フ專運治道ハカリヲ、ハ需、ハ清朝之藩屏多利、ハシヘイ或兼衛風美、ハ良将之規範多利、ハ爰為平夷狄、尔雖赴東土、ハ被侵疾病、豆遂辞家郷、ハ雖然將種令居柳營、豆追飭吊芳躅、ハ故是以太政大臣上給賜、布天皇我詔乎遠聞食世止宣、

天文二年九月十二日』

此詔旨ミコトノツラマシ良万止ト読へキ歟、旧記無所見、不審也、從二位トアリテ朝臣ト書之、不審、自昔云書付歟、未練歟、環翠軒前二申之云々、詔倍止、ミコトノリシタマヘト歟、於此儀者志給字可入之事歟、故字比興也、

※天理図書館所蔵『吉田家日次記』十五（兼右卿記天文二年自九月至十月記）天文二年九月十五日条。

○第十九丁

吉田社

立申 所願事、

右対治源晴久、速達本意者、建立社頭二字、可遂再興之旨、以代官兼右啓白之状如件、

天文十三年十月十八日

氷上妙見大菩薩

立申 所願事、

右対治源晴久、速達本意者、可奉遂行百口之曼荼羅供之旨、以代官兼右啓白之状如件、

天文——

從三位——

神道大護摩一座事、維清軒紹惠被遂加行、自龜山左京亮隆所可有御伝授者、

神道裁許之状如此、

天文十七年正月十七日

神道長上下部朝臣御判示之

一、三元神經伝維清軒奥書云、

右面授之相承唯受一人之極秘也、若宗源妙行懈怠之時者、誦此神經、則等同一座之行事、別而依御執心、授申紹惠了、

天文十七年正月十七日

神道長上兼右

○第二十丁

一、八方拜大事、

先三種加持、

次六根清淨加持、

次再拜、拍手、始自子終戌亥、

次祈念、

次退下、

右秘中之秘也、授申維清軒了、

神道長上兼右

一、具足着始吉日時、

今月十二日戊子成

兵仗日也、
天地必勝日也、

時巳刻

最勝時也、

星ハ軫宿也、長久ヲツカセトリ主給星也、

天文十七年三月六日

神道長上兼右勘之、

一、日待事、嵯峨天皇弘仁二年二月一日、天皇令待之給、是濫觴也、曩祖智治丸奉行之、神事作法不異神宮候、乍事次申入候、

大内義隆へ 先君御記

一、江州蒲生郡藥師社者、

木守・勝手両大明神也、本地阿弥陀、

末社、伊勢・八幡・熊野三所・天神・貴布祢・弁才天等也、

天神為本社之処、木守・勝手者、勸請而後為末社云々、

○第二十二丁

春秋題辭曰、星之為言精也、陽之榮也、陽為日、日分為星、故其字日生^ヒ為星也、

一、人皇十二代景行天皇ノ御宇ニ東夷起時ニ、日本武尊ヲ、景行御子、東夷追伐ノ大将ニヤリ申サル時、伊勢神宮ニ御マイリアツテ、倭姫命ニイトマコイヲ申サル、倭姫命ハ景行天皇ノ御妹、日本武尊ノ姑^{ヲク}ニテマシマス也、其時ニ朝敵退治ノ門出ナレハ、節度ヲマイラセントテ、天叢雲ノ劔ヲ、日本武ニ授テ、慎而莫忘也トノ玉ヘリ、

永祿三年二月、予在日々記、尋申家君注之云々、

御表御祓事、中ニ調神体故御表云、

札ニ太元妙行、太元尊神也、三元加持、天地人也、

上ニ榊二本、葉八、八方也、四手四サカリ、八重ハ三十二也、一月之数、左ヨリ右ヨリ有陰陽也、上ヲ墨テ三スチ引、天也、下朱ニテ三スチ引、地也、

裏二日本国中三千余座、勸請此神等也、

玉串祓事、玉串トハ正直也、常二玉串ト云、神之事也、

※二行目まで朱合点・朱線・朱点を付す（ここでは略した）。

○第二十二丁

嵯峨天皇聖記

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武之草創、吾国之佳躅也、然則奉安神代之靈宝、受天照太神詔命、修天兒屋根尊大業、誠是神国第一之靈場、本朝無双之齋庭乎、慎而莫忘矣、抑齋場所太元尊神日輪太神宮、為日本最上神明矣、内外清浄神道之道場是也、神武天皇開基之後、送六百五十余歲星霜、垂仁天皇二十五年、伊勢太神宮鎮座于彼地、自爾以降天下』諸神垂跡之時、奉写神代之靈璽、象真神躰、遷其宮社、愬而日本国中大小神社、莫非齋場之分附、故三千余座諸大神、卒九万八千五百七十二神眷属、毎月六度参集當場而、唯一神道三三三行三妙加持、信受奉行、

右弘仁八年十月一日平旦直受 日輪神勅、任神語記之、慎而莫忘矣、能思陪深思陪、

已上文、

嵯峨天皇聖記如斯、

○第二十三丁

悪夢呪文

赫々陽々日出東方斷絶惡夢

辟祓除不祥急々如律令

惡夢着草木好夢成珠王

向朝日唱之、

- 一、海神曰「海若一、川神曰「河伯一、山神曰「山祇一、
- 一、句々廼馳ハ坂木也、賢木トモ坂木トモカクナリ、
- 一、天竺ニ波羅提木又ト云ハ此坂木也、
- 一、遠瀛ハ巖嶋也、市杵嶋姫命、
- 一、中瀛ハ胸肩也、田心姫命、
- 一、海浜ハ宇佐也、湍津姫命、
- 一、稻羽素兔神、是兔之神也、

※合点を付す（ここでは略した）。

（原裏表紙見返）

「兼見卿御真筆也、

加修補畢、

弘化四丁未年十一月十八日

從三位侍從卜部良芳」

『諸事書拔』紙背文書

・凡例は表に準じる。折紙の文書に付した二重鉤括弧()は折返しを表す。

一 賀茂祝林重邦書状(折紙) ○原表紙裏

尚々「」必々罷越、可得御意候、但御隙入

候ハ、御報ニ給候、委曲者近へ申越候間、

□演説候、以上、

先日者致祇候之処、種々御懇之段、本望至候、殊二昨

日者(高公重)二入までへの□言伝畏存候、随而得御意度、様子

且々以一書令申候、遷宮之様躰之事□言之事、神道之

様躰、何も以參可得御意事御座候間、□預御指南

□存事にて候、別而被成□入眼候者、弥以忝可存候、

猶從是□得御意候、恐惶謹言、

正祝

二月三日

重邦(花押)

(上書)「切封墨引」 宮内太輔

二 某書状土代(豎紙) ○第一丁裏

先日早々預御使候、殊鮭被饋下候、過分之至候、(以

下書かず)

三 某書状土代(折紙) ○第二丁裏

珍札本懷候、如芳意、久絶音問候、所存之外候、抑亡

魂靈神勸請之事、得其意候、毎々在之事情、彼名字・

逝去月日承度候、但数年之儀候歟、難御存「(裁断)」

「(裁断)」老衆自然可存出候、被相尋、重可示預候、

以其上令祈念、可調遣之候、不可有疎意候、随而此一

桶被懸御意候不寄存知芳志、祝着之至候、貴国名物、

賞翫々々々々此事情、猶使者可被申候、恐々謹言、

四 竹田定珪書状(折紙) ○第三丁裏

如尔翰、其後不能拝顔、非本意候、仍蜜蒙丸、京都菓

店雖被尋候、無御座候由候、定和泉堺辺可在之候哉、拙身藥品之外、不所持候間、不立御用候、非疎意候、「裁断」」「」参候間、早々被相需、可然存候、旁期拝面候、恐惶謹言、

竹田法印

夏五廿二

定珪（花押）

吉田右衛門督殿

貴報

五 某書状土代（折紙） ○第四丁裏

芳札披闕候、抑今度不寄存知義申候処、其元御馳走之由、祝着候、就其栗少御状をひた、敷上給候、乍御懇志憚多候、殊被及□代之義之由候、旁不謂□停止候、向後無心之儀、可在之候、か様候、被斟酌候、此度ハ貴所へ可申之由、兵庫助申付、大通庵へ御談合之由、中／＼の事候、随而調、三ツ、是又如何御氣遣候哉、
 〳〵

由、祝着候、就其栗少御状到來候、おひた、敷事々敷上給候、乍御懇志迷惑候、件代之使者□様躰之儀、使者ニ通□候旁不謂儀候申含候処、不及其儀之由、却而令迷惑候、殿様御在京ニ付而、如此之物、近辺不得尋候間、馴々敷乍申事、貴所まで可申之由、兵庫助申付候ヲ、大通庵被談合候而、（以下書かず）

六 某書状（豎紙） ○第五丁裏

わさと人を越まいらせ候、その、ちハ何事ともおハしまし候や、御ゆかしく思ひまいらせ候、さい／＼に御いんしん申候はんするを思ひまいらせ候、へしてちんたちせつ／＼に候へハ「裁断」
 御しるし申候、みな／＼申さたにて候、いよ／＼つるもしハまかせまいらせ候て、何事も御心やすくせりまいらせ候、

□たやもし□や入□たのより□候やに□拝ひこもし四つに□りまいらせ候、御なかいにて候□□も、よへもちまいらせ候□□にて候、余あいらしき御事□わり申候ま、御申なから□とて候へも二そくまいらせ候、

□□事にて□せの「〔裁断〕」

御いんしん申候ハねハ、いかゞ御ゆかしく存まいらせ候て、さしたる御事御入候て、申まいらせ候、くわしくしゆり殿申つる、しゆあね十二になり「〔裁断〕」

七 某書状（折紙） ○第六丁裏

めてたく文まいらせ候、たゝいま申候ハんを、つかいわすれまいらせ候よし申候、この物わさとまいらせ候、あす御てんさまをつれられ候て御いてまち「〔裁断〕」返々、この物わさとまいらせ候、つれられ候て、御いて候ハゝ、御うれしく思ひまいらせ候、あなかしく、（上書）「たれにても」

「 』」

八 清原国賢書状（豎紙） ○第七丁裏

（端裏上書）「〔捻封墨引〕」 （吉田兼光） 吉侍まいる 清少「

認堅申付候、

昨日御見舞、過当至候、仍人足早々被仰付、三人来候、

一 廉御合力候、殊手柄、千万無心之申事候、今一人籠塗申候者、其方次第雇申度候、さのミゞ無尽期申事候、旁以参御礼可申候、かしく、

九 某書状土代（折紙） ○第八丁裏

乍御報御状本望候、紙絶驚存之儀、内証少庵入魂子細在之由候、其段可然候、徳（以下書かず）

一〇 某書状（折紙） ○第九丁裏

いつそやのてつほうのくすり、この物に給候へく候、やけんまいらせ候、たし入候もいかにもすぎも候ハす候、返々しなゞも「〔裁断〕」のかたまで、ちとやりまいらせ候ハす候、返々この物に給候へく候、文にしるして候へく候よし申候、こんとハ一ちやうと申候まゝ、』との御心に入候へく候、やかてゞ思ひまいらせ候へく候、くれゞこの物に給候へく候□なたにならせ候もの候まゝ□りまいらせ候へく候、かしく、

（上書）「ほん所」

進之候 国賢

先日者參、本望存候、其以来至今日、頭痛相煩、無正躰候間、中々二条辺不罷出候、諸家御礼事も、拙者煩二取乱、御左右不申入、千万々令迷惑候、後に御出京之由承候て、令安堵候、然共各無御対面之由候、今日ハ南方へ御下向候、将又每度申事候へ共、まみえ候者、明日、廿八、早朝二參候様被仰付下候者、可為祝着候、奉頼存候、尚以面可得貴意候、かしく、

※『兼見卿記』天正六年九月二七日条に關連か。

一五 某書状（豎紙） ○第一四丁裏

又此方ニ御座候藥種ハ書不申候、

丸藥・煎藥之注文仕候て上候、御急候て、取可遣候、将亦一順之儀、やかて仕候而可參上候、かしく、

（上書）「〔切封墨引〕
（侍候方） □□殿 □□

一六 某書状土代（豎紙） ○第一五丁裏

先刻芳札、門外にて披見候、委細源五可申断候、一乘

禰宜連々遣候処ニ、重宝候、此間弘底候、内々用意之覚悟候、則御志難謝候、以面（以下書かず）

一七 満田成久書状（豎紙） ○第一六丁裏

（前欠）

一、松千代居屋敷之門之道を明申度候、則注文別ニ書付上申候、乍御造作、普請初之月之吉日被撰、被下度存候、万吉遂日重疊可申上候、恐惶敬白、

正月十七日 成久（花押）

（上書）「〔切封墨引〕 満田九郎左衛門尉

「□□」
（成久方） □□

※前半は一八号か。

一八 満田成久書状（豎紙） ○第一七丁裏

春陽之御慶賀、漸雖事旧候、重疊御満足不可有際限候、抑中村松千代丸御祈祷、如恒例目出、人を上申候、

一、撫物ニ帶を上申候、最前之撫物、此者ニ給可被下候、

一、為御祈禱料黄金壹分上申候、

一、為御音信拔蛤桶一ツ進獻被申候、是式如何候へ共、表祝儀存候、相意得可申上之由候、

一、松千代当年十七歳にて候、弥息災延命、寿命長遠、家長久、子孫繁昌仕候様ニ、長日無御油断御祈念奉憑存候、

一、大通庵・同廊女無病息災延命、皆々無何事様、御祈念奉頼存候、為御音信杉原一束、大通庵より被參候、猶意得可申上之由候、

一、外池弥七女房衆へ最前者御被被下候、忝存候、子共勇健御座候、猶惣領男子出生候様ニ、別而御祈念奉憑^(存候カ)□□

(後欠)

※『兼見卿記』天正六年正月二一日条参照。後半は一七号か。

一九 吉田兼和神道裁許状案(豎紙) ○第十八丁裏

駿河国富士郡米穀山米宮之祠官錦織左大夫広盛、恒例

神事等任社例可令勤役者、

神道裁許状如件、

天正六年

神道長上下部朝臣

※米之宮浅間神社(静岡県富士市、富士山本宮浅間大社の摂社)。

二〇 佐竹豊俊書状(折紙) ○第一九丁裏

委細御伝言申入候、已上、

□^(仰カ)仰昨夕者□^(兄カ)出羽守在宿之儀□被成入御、忝□^(段)難尽筆紙存候、連々御越砌、御益参度心中ニ御座候処、時節令到来□上恐悦之至不少候、尤早朝〔裁断〕〔裁断〕御用可有御座候^与、延引仕候折節、御札頂戴申候、必以参可得御意存候、恐惶謹言、

佐雲

桂月晦日

豊俊(花押)

吉田兼和
吉右様

人々御中

※桂月は八月。『兼見卿記』天正八年正月一日・同

一〇年正月一七日条(正本)に「佐竹出雲守」、天正九年正月二一日条などに、佐竹出羽守の關係者として出雲守あり。

二一 妙心院文慶書状(折紙) ○第二〇丁裏

昨日申入候木之事、明日人夫可被遣候哉、然者人夫十五人可被遣候、我等者相添可申候、一昨日切申候由申候、以参上」申入度候へ共、難去客来候て、乍自由如此候、御意得候て可給候、恐々謹言、

妙々

二月十四日

文慶(花押)

(鈴鹿右正)
兵庫助殿

御申候

二二 某書状(豎紙) ○第二二丁裏

(前欠)

先以使者可申候、返々各一入きも入候事候、喜悅く

無申計候、かしく、

霜月一日

(上書)「捨封墨引」吉田「」 「」

二三 某書状(豎紙) ○第二三丁裏

(端裏上書)「捨封墨引」吉田「」 「」

猶々、見事之一荷、喜悅く此事候、

御札令披見、喜悅候、仍小壁色々御馳走候て、相いてき申、大慶候、尤参候て、御札可申候へ共、先以隙、今朝御札申候、何も参候て可申候、将又見事之大根一荷披露候、御心さし無申計候、今日下へ出張之由、かならず御帰待入存候事候、かしく、

二四 某書状(豎紙) ○第二三丁裏

節々思召より御馳走千方く候、猶々以面可申候、

かしく、

自昨日こかへの儀、被仰付、悉いてき申、一段祝着さ、中く難昏面尽候、誠々外聞実義無是非候、
(鈴鹿右正)
鈴兵さきも

入、喜悅候、必參候て、御礼等可申述候、猶々兵二祝
着さ申候条、定可申入候、謹言、

二五 佐竹(明智) 秀慶書状(折紙) ○原裏表紙裏

尚以さしたる事候ハね「」入候、若く「」

許相応之御用「」仰付候、以上、

先日於此方「」御座候而、慰「」御尊申出候

「」我等いつものひ「」うの何方にても「」

わき又仕候「」段出来かし「」候、尚玄竹雜

談「」意之候、恐惶謹言、

正月十五日 秀慶(花押)『

(上書)「切封墨引) 佐出

「」